

自然エネルギー出力制御問題の抜本的解決を求める意見書

温室効果ガス排出削減の国際的枠組みであるパリ協定は、一昨年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において歴史的な合意を迎え、55か国以上の批准、温室効果ガスの排出量55%の条件を満たし、昨年11月には、合意から1年足らずでのスピード発効となり、世界は脱炭素社会の実現に向け、確かな一歩を踏み出した。

本県においても、こうした流れを先取りし、全国に先駆けて、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を制定し、削減目標の設定、適応戦略の策定とあわせ、三本の矢としてその取組みを進めているところである。

しかしながら、そのような中、指定電気事業者制度による無制限・無補償の出力制御（電力供給量が過剰になり、停電の恐れがある場合、国が設けた電力広域的運営推進機関が定める優先給電ルールに基づき、電力会社が再エネ発電設備の調整を行う）の可能性が表明されたことは、事業者の意欲を削ぎ、自然エネルギーの普及スピードを鈍らせることが大いに懸念される。

徳島県議会は、脱炭素社会の実現と自然エネルギーの最大限導入に全力で取り組む立場から、出力制御が取組みの障壁になると強く危惧するものであり、国の主導により、送電線の増強などの対策を行い、広域で安定した電力供給を行える仕組みを早期に構築し、自然エネルギーの出力制御に係る問題の抜本的解決を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月13日

徳島県議会議長 木 南 征 美